

通所介護・介護予防通所介護
重要事項説明書
(潤生園やすらぎの家和田河原別館)

社会福祉法人 小田原福社会

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：0465-71-2244（午前8時～午後5時）

担当職員： 管理者・生活相談員 ＊ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2. 「潤生園やすらぎの家和田河原別館」の概要

(1) 事業所の指定番号及び送迎実施地域

事業所名 潤生園やすらぎの家和田河原別館

所在地 神奈川県南足柄市和田河原 549-5

介護保険事業者番号：神奈川県 No.1 4 7 4 3 0 0 4 0 5 号

送迎を実施する地域：南足柄市、開成町、大井町、山北町、松田町、小田原市
但し、小田原市については栢山・富水地域、大井町は西大井・
金手・金子地域、山北町は岸・向原地域。その他応相談。

(2) 職員の体制（平成 年 月 日現在）

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者		1		1	事業所の利用申し込みに係る調整、通所介護計画の作成等及び事業所の従事者及び業務の管理
生活相談員	介護福祉士等				事業所の利用申し込みに係る調整、通所介護計画の作成の補助、及び従事者に対する相談助言及び技術指導
介護職員	介護福祉士等				利用者の心身状況の把握、事業所での日常介護等
機能訓練指導員	介護福祉士等				心身機能の維持・向上のための訓練指導・助言等

(3) 事業所の設備等

定員：10人/日

食堂兼機能訓練室…1（165.24 m²）、静養室 …1、相談室 …1、浴室 …1、
トイレ…2

(4) 営業日、営業時間

営業日 月～土曜日、及び祝日（ただし、1月1日から1月3日までを除く）

営業時間 午前8時～午後5時

サービス提供時間 午前8時30分～午後4時20分まで

※利用者毎の状況により、サービス提供実施時間は異なります。

3. 提供するサービスの内容

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供します。

ア 入浴の介助

- イ 排泄の介助
- ウ 移動、移乗の介助
- エ その他必要な身体の介護
- (2) 食事に関すること
昼食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。
 - ア 食事の準備、配膳下膳の介助
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な食事の介助
- (4) アクティビティ・サービスに関すること
利用者が、自分らしく、生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、下記のアクティビティ・サービスを実施します。これらの活動を通じて、利用者自身の仲間づくり、老いや障害の受容、体力作りや心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒の安定を図ります。さらに、利用者を安全にお世話することにより、家族の介護負担の軽減を図ります。
 - ア. レクリエーション イ. 音楽活動 ウ. 製作活動
 - エ. 行事的活動 オ. 体操 カ. 休養（養護）等
- (5) 送迎に関すること
ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。送迎の際は、通所介護従事者が必要な介助を行います。
- (6) 相談、助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行いません。

4. 利用者負担金

利用者負担金は次の4種類に分かれます。（具体的には「ご利用料金」を参照下さい）

- ① 介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の1割又は2割。
※「介護保険負担割合証」に記載されていますので、ご確認ください）
- ② 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」
 - ・食費600円等は自己負担
- ③ 時間延長サービス 別途契約による（全額自己負担）
- ④ 利用者の希望により、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（実費）
なお、④の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。
 - ・特別な行事に係る費用
 - ・趣味、嗜好に係る費用

《要介護認定者利用単位数》

	利用時間			サービス提供体制加算Ⅰ□ (注1)	入浴介助加算 (注2)	介護職員処遇改善加算Ⅰ (注3)
	3時間以上 5時間未満	5時間以上 7時間未満	7時間以上 9時間未満			
要介護1	426単位	641単位	735単位	12単位	50単位	該当月の 総単位数 ×4.0%
要介護2	488単位	757単位	868単位			
要介護3	552単位	874単位	1,006単位			
要介護4	614単位	990単位	1,144単位			
要介護5	678単位	1,107単位	1,281単位			

(注1) サービス提供体制加算Ⅰ□ 12単位/日

勤続年数3年以上の介護職員を介護職員総数の3割以上配置しており、より専門性のある介護を行うことができる体制を確保しています。

(注2) 入浴介助加算 50単位/日

入浴サービスをご利用された場合加算されます。

(注3) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の40/1,000(1月につき)

介護職員の処遇改善について、必要な要件に適合する事業所に加算されます。

※若年性認知症利用者受入加算 60単位/日

若年性認知症利用者の利用時に加算されます。

※施設による送迎を実施しない場合の減算 47単位/片道

利用者が自ら通う場合、または家族が送迎を行う場合に減算されます。

《利用者負担金の算出方法》

- ・該当月の総単位数×地域区分別1単位の単価=A(1円未満切捨て)
(南足柄市はその他という区分で、1単位の単価は10.00円となります)
- ・A×保険給付率=B(保険給付額:1円未満切捨て)
- ・A-B=①の介護報酬に係る利用者負担金となります。

《要支援認定者利用単位数》

	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅱ(注4)	介護職員処遇改善加算Ⅰ
要支援1	1,647単位	48単位	該当月の総単位数 ×4.0%
要支援2	3,377単位	96単位	

(注4) サービス提供体制加算Ⅰ□

要支援1 48単位/月 要支援2 96単位/月

(加算の定義は、要介護の場合と同じ)

※若年性認知症利用者受入加算 240単位/月

若年性認知症利用者の利用時に加算されます。

《利用者負担金の算出方法》

※ 要介護認定者と同じ算出方法です。詳細は「ご利用料金」をご覧ください。

「実費負担」：介護保険適用部分以外の実費をご負担いただくのは以下のとおりです。

食事代	600円
活動材料費	実費

「キャンセル規定」：利用者のご都合でサービスを中止する場合、キャンセル料はかかりませんが、下記のとおり、食事代の実費をご負担いただく場合があります。

- ①利用当日の午前9時までに利用中止のご連絡をいただいた場合 ⇒無料
- ②利用当日の午前9時までに利用中止のご連絡をいただけなかった場合⇒600円（食事代）

5. サービス利用の中止

- (1) サービスの利用の中止をする際には、下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：0465-71-2244

- (2) 利用者のご都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください
- (3) 体調不良等で、やむを得ない事情の発生した場合、当日の朝、午前8時30分までにご連絡ください。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、かかりつけ医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者等に連絡します。

7. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます
- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

8. 相談窓口、苦情対応

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- ・相談責任者 管理者 高木 清美
- ・対応時間 午前8時00分～午後5時00分
- ・電話番号 0465-71-2244・0465-35-9500
- ・ファックス 0465-71-2245

《公的受付機関》

- ・南足柄市高齢介護課（月～金曜日 8：30～17：15）
南足柄市関本440 TEL0465-73-8057
- ・小田原市高齢介護課介護給付係（月～金曜日 8:30～17:15）
小田原市荻窪300 TEL0465-33-1827
- ・開成町保健介護課（月～金曜日 8：30～17：00）
足柄上郡開成町延沢773 TEL0465-84-0320
- ・大井町介護福祉課（月～金曜日 8：30～17：15）
足柄上郡大井町金子1995 TEL0465-83-8011
- ・山北町福祉課長寿いきがい班（月～金曜日 8：30～17：15）
足柄上郡山北町山北1301番地4 TEL0465-75-3644 Fax0465-79-2171
- ・松田町役場福祉課高齢介護係（月～金曜日 8：30～17：15）
足柄上郡松田町松田惣領2037 TEL0465-83-1226
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会（月～金曜日 8：30～17：15）
横浜市西区楠町27-1 TEL0570-022110 Fax0570-033110
- ・その他（ ）

9. 個人情報の取り扱いについて（秘密保持）

- （1）個人情報の収集は、その利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。
- （2）個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。
- （3）同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。

《個人情報を利用させていただく範囲》

- ① 潤生園やすらぎの家和田河原別館による適切な通所介護サービスの提供のため
- ② 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- ③ サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため
- ④ 居宅サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議など）、照会への回答のため
- ⑤ 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため
- ⑥ ご家族に対するご本人の心身の状況や利用状況に関する報告のため

- ⑦ 当事業所のサービスの、維持・改善に資する基礎資料（アンケート等）の作成のため
- ⑧ 当事業所で行われる職員研修における事例検討のため
- ⑨ 当事業所で行われる学生等の実習教育のため
- ⑩ 審査支払い機関（国保連）や保険者からの照会など、法令上応じることが義務付けられている事項のため
- ⑪ 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
- ⑫ 損害賠償保険・傷害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
- ⑬ その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

《利用者ご本人の映像・写真について》

- 利用者ご本人の映像や写真を、当事業所の事業所内掲示物 に使用することを同意します。(同意する場合にチェック)

10. 法人の概要

名 称	社会福祉法人 小田原福社会	
代表者名	理事長 時 田 純	
所在地	小田原市穴部377番地	
TEL	0465-34-6001	
FAX	0465-34-9520	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 短期入所生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 訪問介護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 通所介護 ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 訪問看護 	<ul style="list-style-type: none"> 100名 2事業所（70名） 1事業所 1事業所 1事業所 1事業所 14事業所 2事業所 1事業所 2事業所 1事業所

（平成27年8月1日現在）

平成 年 月 日

上記のとおり重要事項を説明し、交付いたしました。

潤生園やすらぎの家和田河原別館

説明者 氏 名 印

私は、本書面により、事業者から通所介護事業についての重要事項の説明を受け、
交付を受けました。また、個人情報の取り扱いに関しても、十分理解のうえ同意
します。

利用者 氏 名 印

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

代理人 氏 名 印

(利用者との関係)

署名代行の理由
